

公取近畿だより



第153号(令和6年6月号)

トピックス

- 1 物流革新に向けた政策パッケージ関係省庁連携協定の締結について
- 2 独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見について
- 3 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」の閣議決定等について
- 4 有識者との懇談会の開催
- 5 学生向けの独占禁止法教室の開催
- 6 小菅総務管理官からの異動の挨拶



1 物流革新に向けた政策パッケージ関係省庁連携協定の締結について



(協定締結式の様子)

近畿中国四国事務所、大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局及び近畿運輸局は、令和5年6月に政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」に定められた施策について、関係行政機関がより強固に連携することにより、具体的な取組を一層強力に進め、物流にかかる課題に取り組むことを目的とし、令和6年4月16日、連携協定を締結しました(別紙1)。

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240416_kinki_shitauke.html

(担当：近畿中国四国事務所下請課)

2 独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見について

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員（定員150名）を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取しているところ、令和6年5月24日、令和5年度に寄せられた主な意見を公表しました（別紙2）。

令和5年度に近畿地区に寄せられた主な意見は、次のとおりです。

- ・ これまで原材料価格の上昇に伴う取引価格の引上げは、取引先にも理解を得やすかったが、労務費の上昇に伴う取引価格の引上げは、生産性の向上や作業の効率化に取り組むべきことであり、自社で解決すべき問題として扱われて価格交渉が困難であった。そのため、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定・公表されたおかげで取引先との交渉がしやすくなった。今までは価格交渉の要請に応じてくれなかった取引先も、当社からの要請を拒否すると、公正取引委員会によって価格転嫁に応じない企業として、事業者名を公表されることがあると思っているのか、以前のように門前払いされることはなくなった。
- ・ デジタル市場については、クラウドサービス等のデジタル関連サービスが必要不可欠になる中、ビッグ・テックの寡占状態にあり、ビッグ・テックのサービスは、一度そのサービスを利用し始めると別の事業者のサービスに乗り換えることが難しいという「ロックイン」の問題がある。当社でも名刺管理や翻訳ソフトなどのサービスを利用しており、既存のサービスに今までのデータが蓄積されてしまっているため、他社のサービスへ変更することが現実的に不可能であると考えている。
- ・ 公正取引委員会は、ホームページやYouTube動画を丁寧に作成していると思う。ただ、現状の動画の多くは比較的長時間のものであり、独占禁止法への関心が高い相手には適切な内容であると思うが、独占禁止法への関心が低い相手に働きかけるという観点からは、長時間の動画は好ましいものではないと思う。特に若者は4分以上の動画は観ないという話もあるようで、解説動画は短く、ワンメッセージとするのが重要である。
- ・ 公正取引委員会には、独占禁止法の執行に力を入れてほしいが、それだけでは不十分であると考えている。例えば、事業者が独占禁止法違反行為を行う背景には、過当競争の結果、サービスの質が低下してしまうことを防ぐという目的があるという話も聞く。公正取引委員会には、事業者がなぜ独占禁止法違反行為を行うに至ったのかも併せて明らかにし、根本的な原因を取り除くことに努めてもらいたい。

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240524_iken.html

3 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」の閣議決定等について

スマートフォンが急速に普及し、国民生活や経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境の整備を行うための「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」が、令和6年4月26日、閣議決定されました（別紙3）。

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240426_digitaloffice.html

（担当：デジタル市場企画調査室）

4 有識者との懇談会の開催

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

近畿中国四国事務所では、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするための公正取引委員会の取組を始めとする当委員会の活動について、令和6年4月から5月までの間、下記の経済団体の役職員の方々と、小菅総務管理官が意見交換を行いました。



（大阪府中小企業団体中央会での懇談会の様子）

（R6.4.17・22・23） 滋賀県中小企業団体中央会

（R6.5.20） 大阪府中小企業団体中央会

（R6.5.31） 滋賀県商店街振興組合連合会

（担当：近畿中国四国事務所総務課）

5 学生向け独占禁止法教室の開催

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

① 大学生向け独占禁止法教室

近畿中国四国事務所では、令和6年5月、下記の学校に、小菅総務管理官を派遣し、競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義する大学生向け独占禁止法教室を開催しました。



(帝塚山大学での独占禁止法教室の様子)

(R6. 5. 10) 立命館大学
(R6. 5. 21) 帝塚山大学
(R6. 5. 30) 神戸市外国語大学

帝塚山大学(奈良市)での独占禁止法教室は、奈良新聞及び奈良テレビから取材を受け、新聞等で報道されました。

② 高校生向け独占禁止法教室



(智辯学園和歌山高等学校での独占禁止法教室の様子)

近畿中国事務所では、令和6年5月31日、智辯学園和歌山高等学校(和歌山市)に、近畿中国四国事務所の職員を派遣し、シミュレーションゲーム等を交えて、市場経済の競争の仕組みや、独占禁止法について説明する高校生向け独占禁止法教室を開催しました。

(担当：近畿中国四国事務所総務課)

6 小菅総務管理官からの異動の挨拶

公正取引委員会近畿中国四国事務所の小菅でございます。

令和4年4月に近畿中国四国事務所に総務課長として着任し、令和5年4月に同事務所総務管理官、令和6年1月からは事務所長代理も務めさせていただきました。このたび、7月1日付で本局へ転勤するよう辞令を受けました。異動先は取引部上席下請取引検査官になります。

近畿中国四国事務所における在職期間は、2年3か月という短いものでした。思い返してみますと、私が近畿中国四国事務所で勤務する間、公正取引委員会の主要な課題は、労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇分を適切に展開し、賃上げが可能となる取引環境整備のための施策に取り組むことでした。そのために、私は、近畿中国四国事務所管内、具体的には福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県全てに赴き、経済団体や事業者と地域経済の実態等について話を伺い、公正取引委員会の施策に活かすことができるよう努めて参りました。

また、私的にも各府県を回らせていただき、各府県の状況を肌で感じさせていただきました。これはほんの一例ですが、

福井県 一乗谷、丸岡城、かに、さば

滋賀県 びわ湖、三井寺、フナ寿司、バウムクーヘン

京都府 鉄道博物館、舞鶴赤レンガパーク、おぼんざい、和菓子

大阪府 大阪メトロ完乗、大阪城、お好み焼き、うどん

兵庫県 姫路城、須磨公園、元町中華、かつめし

奈良県 十津川村、蛇行剣、柿の葉寿司、そうめん

和歌山県 パンダ、友ヶ島、まぐろ、くじら

など、様々なところに行き、そして、地元ならではの食事を楽しませていただきました。記載しているのはかなり偏りがある内容になってはいますが、各府県でここには書き切れないほど多く、そして貴重な経験をさせていただきました。いつの間にか仕事の話よりも私的な話の方が長くなってしまい申し訳ありません。

私の離任後も、近畿中国四国事務所の活動に御理解、御協力を頂戴いただきますようよろしくお願いいたします。これをもちまして、私の離任の挨拶とさせていただきます。短い期間ではありましたが、関係者の皆様には大変にお世話になりました。近畿地区の益々の活性化、御発展をお祈りいたします。

公正取引委員会近畿中国四国事務所 総務管理官 小菅 敦

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

近畿中国四国事務所の動き（令和6年）

【報道発表資料】

番号	報道発表日	報道発表資料名
1	令和6年2月1日	兵庫県における有識者との懇談会の開催について
2	令和6年2月7日	奈良市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
3	令和6年2月21日	大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
4	令和6年3月7日	株式会社SCエージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について
5	令和6年3月19日	株式会社G i oに対する勧告について
6	令和6年3月25日	ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告について
7	令和6年3月28日	木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について
8	令和6年4月16日	物流革新に向けた政策パッケージ関係省庁連携協定の締結について
9	令和6年5月2日	立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について
10	令和6年5月13日	大阪府における有識者との懇談会の開催について
11	令和6年5月14日	帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について
12	令和6年5月21日	和歌山市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
13	令和6年5月23日	神戸市外国語大学における「独占禁止法教室」の開催について
14	令和6年5月24日	滋賀県における有識者との懇談会の開催について

（注）黄色マーカーは、「公取近畿だより」第153号（令和6年6月号）に掲載の案件

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2024/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反についての情報提供	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール: kinki_kouhou2173@jftc.go.jp